

公益財団法人日本バレーボール協会
2020年度第1回理事会（みなし決議）概要

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 監事候補者の決定について
 - (2) コンプライアンス規程の改定について
 - (3) コンプライアンス違反の処分について
 - (4) 今後の強化体制について
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者
代表理事 嶋岡健治
3. 理事会の決議があったものとみなされた日
2020年4月27日
4. 議事録の作成に係わる職務を行った理事
代表理事 嶋岡健治
5. 理事19名（全理事）の同意書
別紙の通り
6. 監事3名（全監事）の異議がないことを証する書面
別紙の通り

2020年4月14日に、代表理事 嶋岡健治が理事及び監事全員に対して、理事会の決議事項である上記内容の提案書を発送した。

(1) 監事候補者の決定について

2020年度定時評議員会終結の時をもって、西川秀人監事、工藤陽子監事、廣紀江監事の任期が満了となり、それに伴い、同評議員会において監事3名以内の選任に向けて、定款に基づき改選の手続きを進めている。

2020年1月14日に開催された第7回理事会で選任された役員候補者推薦委員が、理事

会に推薦する監事候補者を決定するために、同年3月6日に役員候補者推薦委員会を開催した。

理事・加盟団体から推薦された監事候補者は委員会にて、多様性、専門性、女性比率、就任期間の構成バランス、監事の役割や理事会運営の観点から審議が行われた結果、別紙3名が選出された。今回理事会に提案し、最終決定機関である評議員会に推薦する候補者の決定を願いたい。

(2) コンプライアンス規程の改定について

コンプライアンス規程第6条（禁止事項）に管理監督責任に関する記載がないことから、「法令等違反行為の管理監督を怠る行為」についてもコンプライアンス規定に盛り込み明確化することを提案する。

コンプライアンス規程 <抜粋>

第6条（禁止事項）

1 JVA関係者は、次に掲げる行為（以下「法令等違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他のJVA関係者に対して、法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他のJVA関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為
- (4) 上記(1)～(3)の管理監督を怠る行為

← 追加

(3) コンプライアンス違反の処分について

本件について理事会にて処分の決定をお願いしたい。

<案件①>

1. 対象者

役 職：高等学校男子バレーボール部顧問

保有資格：日本スポーツ協会公認コーチ1（バレーボール）

2. 確認された事実

(1) 概要

2018年から2019年7月頃まで練習中にレシーブをミスした部員1名に対して頬への平手打ちをしたり、「姿勢が高い」と指導しその際腰を蹴ったりした。また、練習中にミス

をした部員にボールを強く当てたり、暴言を吐いたりもした。練習終了時のストレッチの最中に私語をしていた部員 1 名に対して自分の靴を投げつけた。

当該 1 名に直接謝罪は行われている。退部者はいないが、バレーボールが嫌いになった部員がいる。

(2) 実施された処分

①全国高体連の処分

- ・全国及び県高体連主催大会への出場禁止(2019年7月18日から1年間)
- ・役職就任を認めない(2019年7月18日から1年間)、
- ・県協会の大会、行事への参加自粛要請(1年を目途)

②学校側の処分

当該部活動顧問から外す。

(3) 本人からの弁明

日本スポーツ協会より 2020 年 2 月 20 日付けにて弁明の機会を与えたが、期限までに本人からの連絡はなかった。

3. コンプライアンス違反と認定する理由

コンプライアンス規程第 6 条（禁止事項）、2（1）の（暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動）に該当するため。

4. 本件に関する処分案

「日本スポーツ協会公認指導者資格」の「12 か月間停止」処分とする。

<案件②>

1. 対象者

役 職：高等学校女子バレーボール部元顧問

保有資格：日本スポーツ協会公認コーチ 3（バレーボール）

2. 確認された事実

(1) 概要

2018 年 8 月、高校体育館での練習中、生徒の太ももに平手打ちを数回行った。2018 年 6 月から 10 月までの間、高等体育館や練習試合の体育館で所属する 20 人の部員に対し、人格を否定するような不適切な発言を複数回行った。また、座布団やタオルを投げつける行

為もあった。

2018年10月末に教育委員会への投書に基づき事情聴取を実施した結果、体罰・暴言があったことが確認できた。

(2) 実施された処分

- ・2018年12月13日付けで教育委員会より懲戒処分を受けた。(処分内容：減給1カ月・10分の1)
- ・2019年3月15日発表の人事異動により中高生の教育現場からの異動。

(3) 本人からの弁明

日本スポーツ協会より2020年1月31日付けにて弁明の機会を与えたが、期限までに本人からの連絡はなかった。

3. コンプライアンス違反と認定する理由

コンプライアンス規程第6条(禁止事項)、2(1)の(暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動)に該当するため。

4. 本件に関する処分案

「日本スポーツ協会公認指導者資格」の「12か月間停止」処分とする。

※なお、日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導員資格に関する処分は、JVA理事会の決議結果を受け、JSPOが最終の決定をするため、JVAの理事会決議とは異なる処分となる場合がある。

(4) 今後の強化体制について

国際オリンピック委員会(IOC)が、新型コロナウイルスの世界的流行を受けて3月30日のIOC臨時理事会で、2020東京オリンピックを2021年7月23日～8月8日に延期されることが決定された。

日本代表男女シニア監督については、監督選任規定の第2条で「理事会での決議をもって行うものとする。(抜粋)」と規定され理事会決議事項となっているが、現体制を継続することが妥当であるとの会長判断があり、本年予定されていた東京オリンピックまでの強化に携わる契約となっていた中垣内男子監督、中田女子監督の契約と監督の継続を理事会に上程する。

当該の議案につき、2020年4月27日までに決議に加わることのできる理事の全員から文書により、各項目に対して同意する旨の意思表示を、また監事3名から本件について異議が無い旨の意思表示を得たので、定款第43条に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会決議があったとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされたことを明確にするため、この議事録作成担当者が記名押印する。

2020年4月27日

公益財団法人日本バレーボール協会
代表理事 嶋岡健治